

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所  
商号又は名称 〇〇設計株  
代 表 者  
(受 任 者)

### 一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 業 務 名 (下表に、参加する業務委託を全て記載すること)
- 3 業務委託箇所 (下表に、参加する業務委託を全て記載すること)

①	業 務 名	
	業務委託箇所	
②	業 務 名	
	業務委託箇所	
③	業 務 名	
	業務委託箇所	

- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_ ファクシミリ番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

- 5 資格確認申請項目
  - (1) 建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 (第3号様式その2)
  - (2) 企業の同種又は類似の業務の実績 (第3号様式その3)
  - (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等 (第3号様式その4)

## 留意事項

- (1) 提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- (2) 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公告において明示した当該業務委託と同種又は類似の業務委託の履行実績及び経験についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。  
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長名等で差し支えません。
- (4) 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- (5) 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- (6) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等が資格要件として設定されている場合、落札者は、資格資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- (7) 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、申請資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- (8) 一抜け方式対象案件のうち、傘下を希望する全ての業務委託について、業務名、業務委託箇所を記載すること。

## 必要となる資格確認資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式その5）
- (2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し  
※電子ファイルの容量超過等により郵送等で提出する場合に必要。電子入札システムにより全て提出する場合は（2）は不要である。

### **【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること】**

- (3) 建設コンサルタントの登録状況（又は登録部門）が分かる登録（更新）通知書の写し
- (4) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し
- (5) 第3号様式その3及びその4に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写し  
※なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付すること。

申請書・添付書類確認項目表（資格資料に添付し提出すること。）

提出者名：〇〇設計㈱

項 目	確 認 欄
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式その1）	
(2) 電子入札システムから出力した一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し	
(3) 該当する業種の登録部門が分かる登録（更新）通知書の写し	
(4) 同種又は類似業務の実績又は経験として記載した業務について、TECRIS もしくはPUBDIS に登録されている場合は、業務カルテの写し	
(5) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し	
(6) その他発注者が定めるもの	